

税務に関する重要なガイダンスの最新情報

2019年10月





Content

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、税務に関する重要なガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。



引当金計上に
関するCircular
48/2019/TT-
BTC



署名日時は電
子インボイスの
必須項目か？



外国人の転職に
際しては改めて
労働許可証の発
行申請が必要



外国商人の指示
による見なし輸
出製品の材料は
輸入関税免税



税関当局による
輸出製品・加工
製品に関わる実
際使用量の検査



借入利息の損金
算入上限を
EBITDAの20%
とするDecree 20
の2017年度へ
の適用に関する
ガイダンス

1.引当金計上に関するCircular 48/2019/TT-BTC

棚卸資産評価引当金、投資損失引当金、貸倒引当金、製品・商品・役務保証引当金、工事補償引当金の計上および処理に関するガイダンスとして、2019年8月8日付け Circular 48/2019/TT-BTC (“Circular 48”) が財政省から発行されました。この新しいガイダンスは、2019年10月10日から発効し、2019年度から適用されます。

原則的には、これら引当金項目は、翌年度に生じる可能性がある損失に備え、財務諸表作成時点における市場価格を上回らない棚卸資産・投資の価値表示および回収可能額を上回らない債権の価値表示を担保するために、当期の法人所得税法上の損金に含めることができます。



1. 引当金計上に関するCircular 48/2019/TT-BTC

従来の規定と比較してCircular 48で留意すべき新しい事項としては以下のような点があります。

外国投資に対する投資損失引当金の計上が認められなくなります。すでに計上済みの外国投資損失引当金があった場合、その残高は取崩して、2019年度の財務諸表作成時点における費用を減額する必要があります。

引当金計上および取崩しのタイミングについて、従来の規定では、会計年度末または年度末日でした。ところが、この規定はCircular 48で修正されており、財務諸表の作成時点となっています。

棚卸資産評価引当金については、未達商品、積送品、保税倉庫保管品など倉庫外の棚卸資産に対しても計上することが認められます。

その他、証券投資損失引当金および金融投資損失引当金の計算公式にも変更がありました。

2. 署名日時は電子インボイスの必須項目か？

署名日時は電子インボイスの必須項目であるか否かに関する問題について税務総局からのガイダンスを求める2019年6月11日付けOfficial Letter 44743/CT-TTHTがハノイ市税務局から送付されました。

このOfficial Letterによれば、署名日時はCircular 32/2011/TT-BTCの第6条およびDecree 119/2018/ND-CPの第6条が規定する電子インボイスの必須項目では無いという意見がハノイ市税務局から出されています。従って、電子インボイスの作成にあたり署名日時の項目を欠いていても必須項目が電子インボイスに関する法令文書の規定を満たしていれば、その電子インボイスは規定により適法だと判断されます。電子インボイスを資料する業者から物品・サービス購入に際して受領したインボイスに署名日時が欠けていても、法令の規定に基づき適法である場合、2015年2月27日付け財政相Circular 26/2015/TT-BTCの第1条第10項が規定する条件を満たすのであれば、仕入れ付加価値税額の控除が認められます。

一方で、この問題に関しては、2019年5月10日付けドンナイ省税務局Official Letter 3134/CT-TTHTや2019年6月17日付けバクニン省税務局Official Letter 997/CT-TTHTなどに見られるように、署名日時は電子インボイスが有効となるための必須項目であるという反対の見解を持つ地方税務局もあります。

Decree 119/2018/ND-CPのガイダンスとなるCircular草案によれば、インボイスでの電子署名時点を電子インボイスの作成時点とするとしています。従って、このCircularが発行された時に、もし現在の内容の方向性であれば、電子署名の時期が必須項目になると思われます。

現時点では、この問題に対する税務総局からの正式な回答がまだありませんので、地方税務当局によっては異なる処理方法を行っています。実務を進める前に十分ご留意下さい。

3. 外国人の転職に際しては改めて労働許可証の発行申請が必要

外国人労働者に対する労働許可証の発行条件に関するガイダンスとして、2019年7月16日付けOfficial Letter 646/CVL-QLLDが労働傷病兵社会省の雇用局から発行されました。

このOfficial Letterによれば、外国人労働者が異なる雇用主の同一職位へ転職した場合、労働許可証の発行を既に受けていて有効期限が残っていたとしても、改めて労働許可証の発行申請をする必要があります。つまり、労働許可証は、申請をした企業の範囲においてのみ使用価値があるという理解ができます。

これによれば、この場合における労働許可証の発行申請書類には、Decree [11/2016/ND-CP](#) 第10条の第1、5、6および7項が規定する書類、そして、既に発行を受けている労働許可証またはその労働許可証の原本認証済み写しが含まれます。



4. 外国商人の指示による見なし輸出製品の材料は輸入 関税免税

外国商人の指示により見なし輸出をする製品の加工・製造のために輸入した材料・資材に関わる輸入関税に関する統一ガイダンスとして、2019年6月25日付けOfficial Letter 4138/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されました。

このOfficial Letterによれば、輸出製品の加工・製造をするために材料・資材を輸入して、その後、外国商人に対して加工した製品を戻す、製造した製品を販売するけれども、その外国商人から在ベトナムの別の企業への納品を指示される場合（見なし輸出の形態）、見なし輸出をした製品の加工・製造のために輸入した材料・資材の分に関わる輸入関税の免税を受けることができます。

外国商人の指示に基づく見なし輸出製品に関するガイダンスに関連しては、以前にOfficial Letter 5826/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されています。

このガイダンスの第2項目では、外国商人のためにベトナム企業が製造した製品だけけれども、ベトナムでの納品を指示された製品の見なし輸出について、原料に関わる輸入関税は、免税も還付も認められないとしていました。今回の新しいOfficial Letter 4138/TCHQ-TXNKは、従来の2018年10月5日付け Official Letter 5826/TCHQ-TXNKの内容を差し替えています。





5. 税関当局による輸出製品・加工製品に関わる実際使用量の検査

輸出製品・加工製品に関わる標準使用量の届出および申告対象に該当する企業における実際使用量検査および在庫確認タイミングに関するガイダンスとして、2019年6月3日付けOfficial Letter 3600/TCHQ-KTSTQが税関総局から発行されました。

このOfficial Letterでは、各省による輸出製品・加工製品に関わる実際使用量の検査実施に際しての税関総局からのガイダンスが出されています。具体的には、輸出製品・加工製品に関わる実際使用量の検査に際しては、実際使用量とのずれを生じてしまう平均使用量に基づくのではなく、注文毎の製造指示、製造計画、移動票など実際使用量の確認に関連する証票・資料およびデータの検査結果に基づく必要があります。

5. 税関当局による輸出製品・加工製品に関わる実際使用量の検査

税関当局による通関後検査・特別検査の過程において、製品の特長、管理規模、分野に応じて週・月・年間の製造計画毎に製造状況の実態を検査・評価するにあたり、納税者が保存している証票・資料およびデータを提示するよう税関当局から要請される可能性があります。

このOfficial Letterでは、通関後検査・特別検査に際しての在庫確認タイミングに関するガイダンスも出されています。それによれば、在庫確認タイミングは、企業毎の在庫管理の実態に基づいてケース毎に判断する必要があります。定期的に棚卸を実施しており棚卸に関わる書類・証票を漏れなく保存している企業については、企業による棚卸のタイミングを在庫確認のタイミングとします。

一方で、定期的な棚卸を実施していない（または、検査時に書類・資料の提示をしない）企業については、通関後検査の期限内で実在庫の棚卸を実施して、情報収集の結果、リスクの程度、および、企業毎の在庫管理の特長に基づいて在庫確認タイミングを決定します。

6. 借入利息の損金算入上限をEBITDAの20%とするDecree 20の2017年度への適用に関するガイダンス

関連者間取引を持つ企業の借入利息に対するDecree 20/2017/ND-CPの適用についてハノイ市税務局からの問い合わせに答える2019年8月1日付けOfficial Letter 3000/TCT-DNLが税務総局から発行されました。具体的には以下の通りです。



借入契約の締結日が2017年5月1日前または後に関わらず、2017年5月1日以降会計年度末までに発生した借入利息に対して規定を適用します。



2017年5月1日以降会計年度末までの事業業績を区別して会計処理できる納税者の場合、「当期EBITDA(利払前・税引前・減価償却前利益)」の計算に使用するデータは、実際に発生したデータに基づいて決定します。



2017年5月1日以降会計年度末までの事業業績を区別して会計処理できない納税者の場合、「当期EBITDA(利払前・税引前・減価償却前利益)」の計算に使用するデータは、2017年5月1日以降の月数に応じて案分します。

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com